

				り保険医、保険薬剤師等に対し診療録の提示を命ずる等の措置をすること。		3 同規則第43条の規定による保険者及び国民健康保険団体連合会の毎月の事業状況の報告を受理すること。
		2 老人保健法（昭和57年法律第80号）の施行に関すること。（老人医療制度に係るものに限る。）		1 同法第27条の規定により保険医療機関等及び保険医等を指導すること。 2 同法第31条の規定により開設者であった者等に対し報告等を命じ、又は保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者等に対し出頭を求める等の措置をすること。 3 同法第44条の規定により医師等に対し診療録の提示を命ずる等の措置をすること。		
		3 国民健康保険審査会に関すること。				
健康福祉部	精神保健福祉課	1 精神保健福祉課、身体障害福祉課、知的障害福祉課及び家庭福祉課に係る事務の統一調整、経理並びに臨時職員の任免に関すること。				
		2 障害保健・福祉に係る施策の				

		企画・調整に関する こと。				
		3 社会福祉法の 施行に関するこ と。(精神保健 及び精神障害者 福祉に関する法 律(昭和25年 法律第123号) に定める精神障 害者社会復帰施 設を経営する事 業等に関するこ とに限る。)		1 同法第32条 の規定による 社会福祉法人 の設立の認可 をすること。 2 同法第72条 第2項の規定 による施設経 営の取消しを すこと。 3 同法第45条 の規定により 仮理事又は特 別代理人を選 任すること。	1 同法第20条 の規定による 指導監督に関 すること。 2 同法第56条 の規定による 監督に関する こと。 3 同法第58条 の規定による 監督に関する こと。	1 同法第21条 の規定による 関係職員の訓 練に関するこ と。
		4 精神保健及び 精神障害者の福 祉に関すること。		1 精神保健及 び精神障害者 福祉に関する 法律第19条 の規定により 指定病院を指 定し、又は同 法第19条の 9第1項の規 定によりその 指定を取り消 すこと。 2 同法第50 条の2の5の 規定による施 設の設備若し くは運営の改 善又はその事 業の停止若し くは廃止を命 ずること。	1 同法第18 条の規定によ る指定医の指 定を内申する こと。 2 同法第50 条の2の4の 規定による監 督に関するこ と。 3 同法第50 条の3の3の 規定による監 督に関するこ と。	1 同法第23 条から第26 条の2までの 規定による申 請、通報又は 届出を受理す ること。(同 法第23条、第 24条及び第26 条の2の規定 による申請、 通報又は届出 については、 地域保健法施 行令(昭和23 年政令第77 号)第1条に 規定する市 (以下この項 において「政 令市」という。)の区域にお けるものに限 る。) 2 前号の申請、 通報又は届出 について、同 法第27条第 1項の規定に より指定医に 診察を命ずる こと。(政令市